型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊞G－2497	一酸化炭素等発散防止装置　トヨタ　DBA－1NZFE37	トヨタ　DBA－NZE151N	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地
㊞G－2498	一酸化炭素等発散防止装置　トヨタ　DBA2Z　RFAE20	トヨタ　DBA－ZRE　152N	〃
㊞G－2499	一酸化炭素等発散防止装置　トヨタ　DBA2Z　RFAE21	トヨタ　DBA－ZRE　154N	〃

○国土交通省告示第百八十三号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十四年十二月六日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十五年三月四日　　国土交通大臣　太田　昭宏

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊞G－2500	一酸化炭素等発散防止装置　マツダ　MA－CWFW　PE－DBA1	マツダ　DBA－CWFW	マツダ株式会社　広島県安芸郡府中町新地３番１号

○国土交通省告示第百八十四号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十四年十二月十一日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十五年三月四日　　国土交通大臣　太田　昭宏

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊞G－2501	一酸化炭素等発散防止装置　三菱　M－４N141　LDA	三菱　LDA－CV1W	三菱自動車工業株式会社　東京都港区芝五丁目33番８号

○国土交通省告示第百八十五号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十四年十二月十一日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十五年三月四日　　国土交通大臣　太田　昭宏

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊞GS－1057	一酸化炭素等発散防止装置　キャタピラー　UDS－C13－IND	吸入負圧：3.7kPa　排気圧力：39.1kPa、吸入負圧3.7 kPa　排気圧力：37.1kPa	キャタピラーイーストジャパン株式会社　東京都中野区本町一丁目32番２号
㊞GS－1058	一酸化炭素等発散防止装置　キャタピラー　UDS－C15－IND	吸入負圧：3.7kPa　排気圧力：44.4kPa、吸入負圧：3.7kPa　排気圧力：41.5kPa、吸入負圧：3.7 kPa　排気圧力：41.1kPa	〃

○国土交通省告示第百八十六号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十四年十二月十八日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十五年三月四日　　国土交通大臣　太田　昭宏

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊞TDⅡ－31	運行記録計　日本ユニシス　TH　D－401D	日本ユニシス株式会社　東京都江東区豊洲一丁目１番１号

○国土交通省告示第百八十七号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十四年十二月十八日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十五年三月四日　　国土交通大臣　太田　昭宏

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊞G－2502	一酸化炭素等発散防止装置　三菱　M－４B115　DLA	三菱　DLA－GG2W	三菱自動車工業株式会社　東京都港区芝五丁目33番８号

○国土交通省告示第百八十八号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十四年十二月十八日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十五年三月四日　　国土交通大臣　太田　昭宏

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊞TDⅡ－34	運行記録計　HORIBA　DR　T－7000	株式会社堀場製作所　京都府京都市南区吉祥院宮の東町２番地

○国土交通省告示第百八十九号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十四年十二月二十六日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十五年三月四日　　国土交通大臣　太田　昭宏

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式、＊は、当該自動車の仕様を区分する記号が付される場合がある。）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊞N－1219	騒音防止装置　日野　98－E13C－03	日野　QPG－RU1E＊＊＊	日野自動車株式会社　東京都日野市日野台３丁目１番地１

○国土交通省告示第百九十号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十四年十二月二十六日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十五年三月四日　　国土交通大臣　太田　昭宏

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式、＊は、当該自動車の仕様を区分する記号が付される場合がある。）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊞N－1220	騒音防止装置　いすゞ　98－E13C－03	いすゞ　QPG－RU1E＊＊＊＊	いすゞ自動車株式会社　東京都品川区南大井六丁目26番１号